

園田学園女子大学及び園田学園女子大学短期大学部と尼崎市との連携協力に関する包括協定書

園田学園女子大学及び園田学園女子大学短期大学部（以下「甲」という。）と尼崎市（以下「乙」という。）は、第1条に定める目的を達成するため、相互に連携し、及び協力することについて合意したので、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、健康づくり、学校教育、生涯学習、子ども・子育て支援その他これらに関する分野（以下「対象分野」という。）において相互に協力し、地域社会の発展及び持続可能な社会の形成並びに相互の人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を実現するために、次に掲げる事項について連携し、及び協力するものとする。

- (1) 人的及び知的資源の交流に関する事項
- (2) 協働による調査研究及び事業の実施に関する事項
- (3) 甲又は乙が主催する事業に対する相互の支援に関する事項
- (4) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

（連携調整窓口）

第3条 この協定に基づく甲及び乙の連携及び協力の推進のため、甲乙双方に連絡及び調整のための窓口を設置する。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の3か月前までに、甲又は乙のいずれかがこの協定の改廃を申し入れないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、連携及び協力の細目その他の必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名捺印の上、各自1通を所持する。

平成27年2月16日

(甲) 尼崎市南塚口町7丁目29番1号

園田学園女子大学

園田学園女子大学短期大学部

学長

富永嘉男



(乙) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長

稲村和美

